

社会福祉法人 光道園

こども支援センター えがお
指定障害福祉サービス短期入所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光道園が設置する こども支援センターえがお（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、利用児の意思および人格を尊重し、利用児の立場にたった適切かつ円滑な障害福祉サービス事業の提供を確保することを目的とする。

第2条 地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担うこと。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用児の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて介護等を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、障害福祉サービスその他、保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第3条 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定及び設置する。また虐待防止委員会を設置し虐待防止のための措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 成年後見制度の利用支援

3 利用児に対する虐待の早期発見に努め、虐待の可能性が認められた場合には管理者および市町村、関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(身体拘束の禁止)

第4条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当っては、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人 光道園 こども支援センター えがお
障害福祉サービス短期入所事業

(2) 所在地 福井県丹生郡越前町朝日1丁目201番

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。ただし、員数については、厚生労働省の定める指定基準を下回らない範囲内で変動することがある。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活支援員 1名以上(1名以上常勤)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用児支援の企画並びに実施、保護者等及び地域社会の各種相談に関することに従事する

(利用定員)

第7条 利用定員は3名とする。

(利用契約)

第8条 指定障害福祉サービスの開始に際して、障害福祉サービス受給者証を交付された者または保護者等に対し、運営規程の概要、サービス内容に関する重要事項説明書の内容について説明を行い、保護者等と契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、保護者等との契約に際して、障害福祉サービス受給者証により児童区分や障害支援区分の支給期間等の確認を行う。

(営業日および営業時間)

第10条 事業所の営業日および営業時間は金曜日の17:00から土曜日の18:00までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

なお、管理者が特に必要であると認める時はこれを変更することが出来る。

(指定障害福祉サービスの内容および主たる障害者)

第11条 指定障害福祉サービスの内容は、短期入所とし、一時的に利用する必要があると認めた利用児者を対象として提供する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用児が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用児は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 利用開始日や利用終了日に変更が生じた場合、速やかに事業所に届け出るものとする。

(利用料等)

第13条 前条の指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費 1,540 円／日 (朝食：380 円 昼食：610 円 夕食：550 円)

(2) 光熱水費 286 円／日

(3) 日用品費他

2 利用料等の支払いを受ける場合には、事前に保護者等に対して文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 利用料等の受領に際しては、保護者等に対して領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、丹南地区全域とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望児に対して実施する場合もある。

(緊急時等における対応方法)

第15条 現に短期入所の提供を行なっているときに利用児の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(感染症対策)

第16条 事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、生活支援員等は、利用児の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および関係機関等との連携方法を
確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(苦情解決)

第18条 利用児及び保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓
口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用児および保護者等に対
する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第19条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保
するための基本的な方針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する
地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。

(1) 緊急時の受入・対応

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に支援が必要な事態が生
じた場合に緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(2) 専門的な人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者等に対し、専門的な対応を行うことがで
きる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、サービス提供職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるもの
とし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従事者は、業務上知り得た利用児または保護者等の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用児または保護者等の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の
内容とする。

4 事業所は他の事業者等に対して、利用児、保護者等に関する情報を提供する際は、あら
かじめ文書により利用児、保護者等の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用児に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提
供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 光道園と事業所
の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。